

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	- 手数料 0 円 - 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	- 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を 超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 - 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な助言・相談サービス 【職業紹介の付加サービス】	- 成功報酬 - 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 - 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	- 着手金 100, 000円 - 活動1日あたり 50, 000円 (または、活動1時間あたり 5, 000円) - 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を 超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 - 手数料負担者は 求人者 とします。
就業を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	- 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】職業紹介が成功した場合において、当該求職者の 就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】職業紹介が成功した場合において、当該求職者の 就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超え る場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500, 000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 - 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称: R & りょう 群馬事務所

所在地:群馬県藤岡市浄法寺61番地2